

10月1日より

消費税率引き上げに伴い 各種使用料・手数料が変わります

本年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となっている本市の各種使用料・手数料について、同日から次のとおり改正させていただくこととなりました。

市民の皆様におかれましては、改正につきましてご理解、ご協力をお願いいたします。なお、改定料金につきましては、一部を除き総額表示方式（内税方式）となります（表中※印は、金額に変更がなかったもの）。また、今回お知らせする以外の各種使用料・手数料の改定はありません。

（単位は全て円です。）

○コミュニティセンター利用料金

区 分	改 定 料 金						現 行 料 金					
	多目的ホール			その他の室1室につき			多目的ホール			その他の室1室につき		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
新城多目的研修センター	2,200	3,300	3,850	1,100	1,650	2,200	2,160	3,240	3,780	1,080	1,620	2,160
上芦別多目的研修センター												
野花南生活改善センター												
啓南多目的研修センター												
黄金多目的研修センター												
常磐多目的研修センター												
頼城多目的研修センター												
ひぐらし研修センター	1,650	2,200	2,750	1,620	2,160	2,700						

※上記コミュニティセンターは、指定管理者制度を導入しており、上記改定料金の範囲内で管理者が決定することになっています

●問い合わせ・詳細／生活交通係

○本町地区生活館使用料金

区 分	改 定 料 金			現 行 料 金		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
集 会 室	2,080	3,130	3,660	2,050	3,080	3,600
研 修 室	1,030	1,560	2,080	1,020	1,540	2,050
コミュニティルーム	1,030	1,560	2,080	1,020	1,540	2,050

〈葬儀で使用する場合〉

区 分	改 定 料 金	現 行 料 金
2日間（午前9時から翌日午後9時まで）全ての室を使用するとき	62,850	61,710
2日間集会室以外の室を使用するとき	31,420	30,850
3日間（午前9時から翌々日午後9時まで）全ての室を使用するとき	73,330	72,000
3日間集会室以外の室を使用するとき	41,900	41,140

●問い合わせ・詳細／生活交通係

○児童センター使用料金

区 分	改定料金		現行料金	
	使用時間 3時間未満	使用時間 3時間以上	使用時間 3時間未満	使用時間 3時間以上
遊 戯 室	220	330	210	320
集 会 室	110	※ 160	100	160
図 書 室	110	※ 160	100	160

●問い合わせ・詳細／子どもセンター（☎24-2777）

○農畜産物加工室利用料金

区 分	改定料金	現行料金
午前9時から 正午まで	2,970	2,910
午後1時から 午後4時まで	2,970	2,910
午前9時から 午後4時まで	5,770	5,670

●問い合わせ・詳細／観光振興係



○農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料

区 分		改定料金	現行料金
土地の表示の変更	1筆のとき	4,950	4,860
	2筆以上のとき、1筆増すごとに	440	430
登記名義人の表示の変更・更正	1筆のとき	3,300	3,240
	2筆以上のとき、1筆増すごとに	440	430
所有権移転 (相続によるものを除く)	1筆のとき	9,240	9,070
	2筆以上のとき、1筆増すごとに	440	430

●問い合わせ・詳細／農地係

○滝里湖オートキャンプ場使用料

区 分	改定料金		現行料金		
	料 金	閑散期料金	料 金	閑散期料金	
キャンピングカーサイト (電源・炊事台・上水道付)	1泊	6,380	3,190	6,260	3,130
	デイキャンプ	3,190	1,590	3,130	1,560
スタンダードカーサイト (電源・炊事台・上水道付)	1泊	5,830	2,910	5,720	2,860
	デイキャンプ	2,910	1,450	2,860	1,430
スタンダードカーサイト (電源付)	1泊	4,730	2,360	4,640	2,320
	デイキャンプ	2,360	1,180	2,320	1,160
二輪車等専用フリーテント サイト(1人用)	1泊	660	330	640	320
	デイキャンプ	330	※ 160	320	160
コテージ (1棟1泊あたり)	6人用	13,530		13,280	
	8人用	17,930		17,600	

●問い合わせ・詳細／観光振興係

○国設芦別スキー場リフト利用料金

区 分		改定料金	現行料金	
基本料金	1回券	一般	※ 190	190
		中学生	※ 150	150
		小学生	※ 130	130
	回数券 (11回券)	一般	1,980	1,940
		中学生	1,540	1,510
		小学生	1,320	1,290
団体料金	1回券	一般	※ 170	170
		中学生	※ 80	80
		小学生	※ 70	70
シーズン券	一般	25,300	24,840	
	一般 (シニア)	18,970	18,630	
	中学生	19,450	19,100	
	小学生	16,500	16,200	
1日券	一般	2,310	2,260	
	中学生	1,790	1,760	
	小学生	1,540	1,510	
4時間券	一般	1,150	1,130	
	中学生	890	870	
	小学生	780	760	

●問い合わせ・詳細／観光振興係

○保健福祉施設すばるの証明書

区 分	改定料金	現行料金
利用料支払証明書1通につき	2,200	2,160
その他の証明書1通につき	2,200	2,160

●問い合わせ・詳細／高齢者支援係

○桜ヶ丘霊園の清掃手数料

区 分	改定料金	現行料金
使用場所1平方メートルにつき	9,160	9,000

●問い合わせ・詳細／環境衛生係

○あしべつ宿泊交流センター使用料

区 分	改定料金		現行料金	
	使用料	暖房料	使用料	暖房料
小学生 中学生	1,650	220	1,620	210
高校生 専門学校生 大学生	1,870		1,830	
一般	2,200		2,160	

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)

○芸術文化交流館利用料金

区 分	改定料金	現行料金	
研修室1、3、4、6、7、8	月額	5,020	4,930
研修室2	月額	2,500	2,460
研修室5	月額	7,530	7,400
展示ホール	月額	12,560	12,340

●問い合わせ・詳細／生涯学習係 (☎22-3110)

○訪問看護ステーションの証明書

区 分	改定料金	現行料金
利用料支払証明書1通につき	2,200	2,160
その他の証明書1通につき	2,200	2,160

●問い合わせ・詳細／地域包括支援係



○総合福祉センター使用料

区 分		改 定 料 金				現 行 料 金			
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール		3,300	4,400	5,500	11,000	3,240	4,320	5,400	10,800
中ホール		2,200	2,970	3,630	7,260	2,160	2,910	3,560	7,120
小ホール		1,100	1,430	1,870	3,740	1,080	1,400	1,830	3,670
ふれあいホール		2,750	3,850	4,950	9,900	2,700	3,780	4,860	9,720
会議室A		770	1,100	1,430	2,860	750	1,080	1,400	2,800
会議室B		880	1,210	1,540	3,080	860	1,180	1,510	3,020
ボランティア室		1,100	1,430	1,870	3,740	1,080	1,400	1,830	3,670
軽作業室		770	1,100	1,430	2,860	750	1,080	1,400	2,800
談話室		550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
講習室		550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
軽運動室		770	990	1,210	2,420	750	970	1,180	2,370
調理実習室		550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
和 室	1号	550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
	2号	550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
	3号	550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
	4号	550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
	5号	550	770	990	1,980	540	750	970	1,940
多目的室		1,100	1,430	1,870	3,740	1,080	1,400	1,830	3,670
物 件	放送器具	一式1時間につき			550	一式1時間につき			540
	スポットライト	650W 1台につき			550	650W 1台につき			540
	カラオケ機材	一式1回の利用につき			1,100	一式1回の利用につき			1,080

●問い合わせ・詳細／福祉係

○市民会館使用料

区 分		改 定 料 金				現 行 料 金			
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大ホール	平 日	8,800	13,200	17,600	38,500	8,640	12,960	17,280	37,800
	土・日・祝日	11,000	15,400	19,800	46,200	10,800	15,120	19,440	45,360
中ホール	平 日	3,960	5,280	6,600	14,300	3,880	5,180	6,480	14,040
	土・日・祝日	4,620	6,160	7,920	17,600	4,530	6,040	7,770	17,280
楽 屋	大部屋	550	660	880	1,980	540	640	860	1,940
	小部屋	440	550	660	1,540	430	540	640	1,510
	リハーサル室	660	880	1,210	2,530	640	860	1,180	2,480
そ の 他	展示場・ホワイエ	2,530	3,300	4,290	9,900	2,480	3,240	4,210	9,720

●問い合わせ・詳細／生涯学習係 (☎22-3110)

○青年センター使用料

区 分		改 定 料 金			現 行 料 金					
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間			
第1研修室 和室	教育目的のための使用	880	880	1,100	860	860	1,080			
	営業目的のための使用	2,640	2,640	3,300	2,590	2,590	3,240			
	その他の使用	1,760	1,760	2,200	1,720	1,720	2,160			
第2研修室 第3研修室	教育目的のための使用	440	440	660	430	430	640			
	営業目的のための使用	1,320	1,320	1,980	1,290	1,290	1,940			
	その他の使用	880	880	1,320	860	860	1,290			
第4研修室	教育目的のための使用	1,320	1,320	1,650	1,290	1,290	1,620			
	営業目的のための使用	3,960	3,960	4,950	3,880	3,880	4,860			
	その他の使用	2,640	2,640	3,300	2,590	2,590	3,240			
体 育 館	専用使用	入 場 料 を 徴 収 し ない 場 合 の 使 用	スポーツ競技 及び教育目的	全面	1,100	1,650	2,200	1,080	1,620	2,160
				半面	550	820	1,100	540	810	1,080
		そ の 他	全面	5,500	11,000	16,500	5,400	10,800	16,200	
			半面	2,750	5,500	8,250	2,700	5,400	8,100	
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合 の 使 用	スポーツ競技 及び教育目的	全面	4,400	6,600	8,800	4,320	6,480	8,640
				半面	2,200	3,300	4,400	2,160	3,240	4,320
	そ の 他	全面	11,000	16,500	22,000	10,800	16,200	21,600		
		半面	5,500	8,250	11,000	5,400	8,100	10,800		

●問い合わせ・詳細／生涯学習係（☎22-3110）

○勤労者体育センター使用料

区 分			改 定 料 金					現 行 料 金				
			午前9時 以前1時 間当たり	午前9時 から午後 6時まで 1時間当 たり	午後6時 から午後 9時まで 1時間当 たり	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間当たり	午前9時 以前1時 間当たり	午前9時 から午後 6時まで 1時間当 たり	午後6時 から午後 9時まで 1時間当 たり	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間当たり
専 用 使 用	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等を徴収 しない場合	490	330	490	3,990	660	480	320	480	3,880	640
		入場料等を徴収 する場合	1,960	1,320	1,960	15,960	2,640	1,920	1,280	1,920	15,550	2,560
	そ の 他 の 催 物 に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収 しない場合	3,920	2,640	3,920	31,920	5,280	3,840	2,560	3,840	31,100	5,120
		営利を目的 とする場合	9,800	6,600	9,800	79,800	13,200	9,600	6,400	9,600	77,760	12,800
		入場料を徴収 する場合	7,840	5,280	7,840	63,840	10,560	7,680	5,120	7,680	62,200	10,240
	営利を目的 とする場合	19,600	13,200	19,600	159,600	26,400	19,200	12,800	19,200	155,520	25,600	

●問い合わせ・詳細／総合体育館（☎24-2525）

○本町テニスコート使用料

区 分			改定料金 (1時間当たり)	現行料金 (1時間当たり)
専 用 使 用	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等を徴収しない場合	330	320
		入場料等を徴収する場合	1,320	1,280
そ の 他 の 催 物 に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収 しない場合	営利を目的 としない場合	2,640	2,560
		営利を目的 とする場合	6,600	6,400
	入場料を徴収 する場合	営利を目的 としない場合	5,280	5,120
		営利を目的 とする場合	13,200	12,800

●問い合わせ・詳細／総合体育館（☎24-2525）

○B&G海洋センター使用料

区 分		改定料金	現行料金
一 般	1回	220	210
	回数券(12枚)	2,200	2,100
	シーズン券	4,400	4,200

●問い合わせ・詳細／総合体育館（☎24-2525）



○上芦別球場使用料

区 分		改定料金 (1時間当たり)	現行料金 (1時間当たり)		
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	330	320	
		入場料等を徴収する場合	1,320	1,280	
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	2,640	2,560
			営利を目的とする場合	6,600	6,400
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	5,280	5,120
			営利を目的とする場合	13,200	12,800

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)

○なまこ山総合運動公園体育施設使用料

(1) 陸上競技場

区 分			改定料金 (1時間当たり)		現行料金 (1時間当たり)			
			午前9時から 午後6時まで	左記以外の 時間帯	午前9時から 午後6時まで	左記以外の 時間帯		
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	幼・小・中学生	660	990	640	960	
			高校生	880	1,320	860	1,290	
			一般	1,320	1,980	1,290	1,930	
		入場料を徴収する場合	幼・小・中学生	2,640	3,960	2,560	3,840	
			高校生	3,520	5,280	3,440	5,160	
			一般	5,280	7,920	5,160	7,740	
	アマチュアスポーツの練習に使用する場合	入場料を徴収しない場合	幼・小・中学生	330	490	320	480	
			高校生	440	660	430	640	
			一般	660	990	640	960	
		上記以外の場合でスポーツ関係に使用する場合	入場料を徴収しない場合		5,280	7,920	5,160	7,740
			入場料を徴収する場合		10,560	15,840	10,320	15,480
			入場料を徴収する場合		15,840	23,760	15,480	23,220
スポーツ関係以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		7,920	11,880	7,740	11,610		
	入場料を徴収する場合		15,840	23,760	15,480	23,220		
	放送設備			3,300		3,240		
	写真判定装置			3,300		3,240		

(2) 市民球場

区 分			改定料金 (1時間当たり)		現行料金 (1時間当たり)			
			午前9時から 午後6時まで	左記以外の 時間帯	午前9時から 午後6時まで	左記以外の 時間帯		
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	小・中学生、高校生	660	990	640	960	
			一般	1,210	1,810	1,180	1,770	
		入場料を徴収する場合	小・中学生、高校生	2,640	3,960	2,560	3,840	
			一般	4,840	7,240	4,720	7,080	
	アマチュアスポーツの練習に使用する場合	入場料を徴収しない場合	小・中学生、高校生	330	490	320	480	
			一般	600	900	590	880	
		上記以外のスポーツその他催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合		4,840	7,240	4,720	7,080
			入場料を徴収する場合		9,680	14,480	9,440	14,160

(3) 市民パークゴルフ場

区 分	改定料金	現行料金	
高校生、一般	1日券	440	430
	回数券 (12枚)	4,400	4,300
	シーズン券	9,240	9,030

●なまこ山総合運動公園体育施設使用料についての
問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)

(4) 総合体育館

区 分			改 定 料 金					現 行 料 金				
			午前9時 以前1時 間当たり	午前9時から 午後6時まで 1時間当たり	午後6時から 午後9時まで 1時間当たり	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間当たり	午前9時 以前1時 間当たり	午前9時から 午後6時まで 1時間当たり	午後6時から 午後9時まで 1時間当たり	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間当たり
専 用 使 用	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等を徴収しない 場合	2,310	1,540	2,310	18,710	3,080	2,260	1,510	2,260	18,330	3,020
		入場料等を徴収する 場合	9,240	6,160	9,240	74,840	12,320	9,040	6,040	9,040	73,330	12,080
	アリーナ その他の催 物に使用す る場合	入場料等を徴収しない 場合	18,480	12,320	18,480	149,680	24,640	18,080	12,080	18,080	146,660	24,160
		入場料等を徴収しない 場合	46,200	30,800	46,200	374,200	61,600	45,200	30,200	45,200	366,660	60,400
		入場料等を徴収する 場合	36,960	24,640	36,960	299,360	49,280	36,160	24,160	36,160	293,320	48,320
		入場料等を徴収する 場合	92,400	61,600	92,400	748,400	123,200	90,400	60,400	90,400	733,320	120,800
サ ブ ア リ ー ナ	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料等を徴収しない 場合	820	550	820	6,660	1,100	810	540	810	6,560	1,080
		入場料等を徴収する 場合	3,280	2,200	3,280	26,640	4,400	3,240	2,160	3,240	26,240	4,320
	その他の催 物に使用す る場合	入場料等を徴収しない 場合	6,560	4,400	6,560	53,280	8,800	6,480	4,320	6,480	52,480	8,640
		入場料等を徴収しない 場合	16,400	11,000	16,400	133,200	22,000	16,200	10,800	16,200	131,220	21,600
		入場料等を徴収する 場合	13,120	8,800	13,120	106,560	17,600	12,960	8,640	12,960	104,970	17,280
		入場料等を徴収する 場合	32,800	22,000	32,800	266,400	44,000	32,400	21,600	32,400	262,440	43,200
会 議 室 1、 2、 3、 4	アマチュア スポーツ団 体が使用す る場合	入場料等を徴収しない 場合	330	220	330	2,670	440	310	210	310	2,530	420
		入場料等を徴収する 場合	1,320	880	1,320	10,680	1,760	1,240	840	1,240	10,150	1,680
	その他の催 物に使用す る場合	入場料等を徴収しない 場合	2,640	1,760	2,640	21,360	3,520	2,480	1,680	2,480	20,300	3,360
		入場料等を徴収しない 場合	6,600	4,400	6,600	53,400	8,800	6,200	4,200	6,200	50,760	8,400
		入場料等を徴収する 場合	5,280	3,520	5,280	42,720	7,040	4,960	3,360	4,960	40,600	6,720
		入場料等を徴収する 場合	13,200	8,800	13,200	106,800	17,600	12,400	8,400	12,400	101,520	16,800

(5) 球技場・ソフトボール場

区 分			改定料金 1時間当たり		現行料金 1時間当たり		
			午前9時から 午後6時まで	左記以外 の時間帯	午前9時から 午後6時まで	左記以外 の時間帯	
専 用	アマチュアスポ ーツに使用す る場合	入場料 を徴収 しない 場合	幼・小・ 中学生	1,320 (330)	1,980 (490)	1,290 (320)	1,930 (480)
			高校生	1,870 (440)	2,800 (660)	1,830 (430)	2,740 (640)
			一般	2,640 (660)	3,960 (990)	2,590 (640)	3,880 (960)
		入場料 を徴収 する場 合	幼・小・ 中学生	5,280 (1,320)	7,920 (1,960)	5,160 (1,280)	7,740 (1,920)
			高校生	7,480 (1,760)	11,200 (2,640)	7,320 (1,720)	10,980 (2,580)
			一般	10,560 (2,640)	15,840 (3,960)	10,360 (2,560)	15,540 (3,840)
使 用	アマチュアスポ ーツの練習に 使用する場 合	入場料 を徴収 しない 場合	幼・小・ 中学生	660 ※(160)	990 ※(240)	640 (160)	960 (240)
			高校生	930 (220)	1,400 (330)	910 (210)	1,360 (310)
			一般	1,320 (330)	1,980 (490)	1,290 (320)	1,930 (480)
	上記以外の場合 でスポーツ関係 に使用する場 合	入場料を徴収し ない場合	10,560 (2,640)	15,840 (3,960)	10,360 (2,560)	15,540 (3,840)	
			入場料を徴収す る場合	21,120 (5,280)	31,680 (7,920)	20,720 (5,120)	31,080 (7,680)
	スポーツ関係以 外に使用する 場合	入場料を徴収し ない場合	15,840 (3,960)	23,760 (5,940)	15,540 (3,840)	23,310 (5,760)	
入場料を徴収す る場合			31,680 (7,920)	47,520 (11,880)	31,080 (7,680)	46,620 (11,520)	

カッコ内の金額は、ソフトボール場1面の使用料を算出するとき用います

(6) 立売その他物品の販売行為

(1日につき)

区 分	改定料金	現行料金
陸上競技場	2,200	2,160
総合体育館	2,200	2,160
市民球場	2,200	2,160
市民パークゴルフ場	2,200	2,160
球技場・ソフトボール場	2,200	2,160

○その他改正となった使用料等に関するお問い合わせ先

区 分	係名
市営牧場使用料	農政係
普通及び準用河川の流水占用料	土木係
普通及び準用河川の敷地占用料 (※)	
普通及び準用河川の土石採取料 その他の河川産出物採取料	
都市及び普通公園での行為に係 る使用料 (※)	
都市及び普通公園施設の設備ま たは管理に係る使用料 (※)	
都市及び普通公園施設占用料 (※)	
道路占用料 (※)	

(※) 外税方式となります